大阪行岡医療大学　学則

第１章　総則

（目的）

第1条　本学は、行岡保健衛生学園の建学の精神「協同」ならびに教育理念である「適応力豊かな医療人育成」のもと、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広い分野の知識と深く専門の学術を教授研究するとともに、医療の専門教育を行い、医療専門職業人を養成し地域医療の発展に貢献することを目的とする。

（自己評価等）

第2条　本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2　前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第 109 条にもとづき、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

3　第１項の点検及び評価の対象となる範囲及び実施体制等については別に定める。

（情報開示）

第3条　本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第4条　本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第２章　学部、学科、学生定員及び修業年限

（学部学科及び学生定員）

第５条　本学に医療学部を置く。

2　前項の学部に置く学科、及びその学生定員は次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
理学療法学科	40 人	160 人

（修業年限及び在学期間）

第６条　本学の修業年限は４年とする。

2　在学期間は修業年数の２倍を超えることはできない。

第３章　学年、学期及び休業日

（学年）

第７条　学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第８条　学年を次の２学期に分ける。

前期　 4 月 1 日から　 9 月 30 日まで

後期　10 月 1 日から　 3 月 31 日まで

（授業期間）
第 9 条　各授業科目の授業期間は原則として前期、後期それぞれ 15 週とする。
2　年間の授業期間は試験等の実施期間を含め、原則として 35 週にわたるものとする。
（休業日）
第 10 条　休業日は、次のとおりとする。
日曜日
国民の祝日に関する法律に規定する休日
創立記念日　2 月 18 日
春期休業日　2 月 4 日から 3 月 31 日まで
夏期休業日　8 月 7 日から 9 月 20 日まで
冬期休業日　12 月 25 日から 1 月 3 日まで
2　必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
また、必要のある場合は、休業日に授業を行うことができる。
3　第 1 項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 4 章　入学、退学、休学、転学、留学及び除籍

（入学の時期）
第 11 条　入学の時期は、学年の始めとする。
（入学資格）
第 12 条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2)　通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
(3)　外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5)　専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(6)　文部科学大臣の指定した者
(7)　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
(8)　本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの。
（出願手続き）
第 13 条　本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。
2　提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。
（入学者の選考）
第 14 条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学の手続き及び入学許可）
第 15 条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金及び授業料等を納入しなければならない。
2　学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
（編入学・再入学）
第16条　次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。
(1)　大学を卒業した者または2年以上在学し、所定の単位を修得した者
(2)　短期大学（外国の短期大学及び、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）または高等専門学校を卒業した者
(3)　専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）を修了した者
(4)　修業年限が 2 年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者
2　前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
（再入学）
第 16 条の 2　本学に再入学することができる者は、学則第 17 条の規定により退学した者及び学則第 23 条第 1 項 3 号の規定により除籍した者が未納の授業料を支払うことで、再び入学を志願する者とする。
2　前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
（退学）
第 17 条　学生が退学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。その手続きは別に定める。
（休学）
第 18 条　学生が疾病その他やむを得ない事情により、引き続き３か月以上修学できない者は、学長の許可を得て、休学することができる。
2　疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命じることができる。
（休学の期間）
第 19 条　休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし特別の事由がある場合は、改めて休学願いを提出して、引き続き更に 1 年まで延長することができる。
2　休学の期間は、通算して 4 年を超えることができない。
3　休学の期間は、第 6 条第 2 項の在学期間に算入しない。
（復学）
第 20 条　休学期間が終了したとき、又は休学の期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。
2　復学を希望する者は、復学願と必要な授業料等を納付しなければならない。

（転学）
第21条　学生が他の大学への入学又は転入学を志願するときは、学長の許可を受けなけれ

ばならない。
（留学）
第22条　学生が外国の大学又は短期大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。
2　前項の許可を得て留学した期間は、第6条第2項に定める在学期間に含めることができる。
3　外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議に基づき60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
（除籍）
第 23 条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
(1)　第 6 条第 2 項に定める在学期間を超えた者。
(2)　第 19 条第 2 項に定める休学の期間を超えても修学できない者。
(3)　授業料等の納入を怠り、督促を受けても納入しない者。
(4)　長期間にわたり行方不明の者。
(5)　死亡した場合
2　前項第 3 号により除籍された者が、除籍取消又は再入学を希望するときは、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

第５章　教育課程及び履修方法

（教育課程の編成方針）
第24条　本学においては、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。
2　教育課程の編成に当たっては、該当学部および学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。
（授業科目、単位数及び履修要件）
第 25 条　授業科目を、教養教育科目、専門基礎科目及び専門科目と区分して開設する。
2　各授業科目の名称、単位数、配当年次、必修・選択の別及び、履修の要件等は、履修規程に定める。
（教育課程及び授業）
第25条の2　教育課程及び授業に関することは、履修規程に定める。
（履修科目の登録の上限）
第26条　履修科目の上限に関することは、履修規程に定める。
（単位の計算方法）
第 27 条　単位の計算方法については、履修規程に定める。
（単位の授与）
第 28 条　授業科目を履修した学生に対し、試験その他の学修成果の評価により所定の単位を与える。
（試験）
第 29 条　前条の試験は、学期末又は、学年末に期間を定め、履修した科目について筆記、口述、論文等により行う。
2　前項の実施について必要な事項は履修規程に定める。

（学修の評価）
第 30 条　試験等の評価については、履修規程に定める。
（資格の取得）
第 31 条　理学療法士及び作業療法士法第 11 条第１号の規定に基づく理学療法士国家試験の受験資格を得るためには、理学療法学科に在籍し、第 35 条第１項に規定する卒業の要件を充足し、かつ理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づき本学が定めた科目及び単位を修得しなければならない。
（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第 32 条　本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議に基づき 60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
（大学以外の教育施設等における学修）
第 33 条　本学は、教育上有益と認められるときは、大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議に基づき単位を与えることができる。
2　前項により与えることができる単位数は、前条により修得したものとみなした単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
（入学前の既修得単位の認定）
第 34 条　入学前の既修得単位の認定については、履修規程に定める。

第６章　卒業及び学位の授与

（卒業の認定・学位）
第 35 条　本学に 4 年以上在学し、授業科目を履修し卒業に必要な単位数を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
2　本学を卒業した者に学士（理学療法学）の学位を授与する。
3　学位及びその授与に関する規定は、別に定める。

第７章　検定料、入学金及び授業料等

（検定料等の金額）
第 36 条　本学の検定料、入学金及び授業料等の金額は、別表のとおりとする。
2　別表第 2 に掲げる授業料等の改定を行ったときは、本学に在籍するすべての者に改定後の金額を適用する。
3　本学に入学した者が 4 年を超えて在学するときの授業料等は別に定める。
（授業料等の納付）
第 37 条　授業料等は、次の 2 期に分割して納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は分割又は延納を認めることがある。
前期　納入当該年度　4 月中
後期　納入当該年度 10 月中
2　やむをえない事由により授業料等を分割又は延納しなければならない者は、所定の願書により学長に願い出て、その許可を得なければならない。

（退学及び停学の場合の授業料等）
第 38 条　学期の中途で退学する者又は退学もしくは停学を命じられた者も、その学期の

授業料等の全額を納入しなければならない。

（休学の場合の授業料等）

第 39 条　授業料等は、休学期間中もこれを納入しなければならない。ただし、前期又は後期のいずれかの学期を全期間休学した者にかかる授業料等は、別に定める。

（納入した授業料等）

第 40 条　納入した検定料、入学金及び授業料等は、別に定める場合を除き、いかなる事由があってもこれを返還しない。

第８章　教職員組織

（教職員組織）

第 41 条　本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

2　学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

（事務局）

第42条　本学に、事務局を置く。

第９章　教授会

（教授会）

第 43 条　本学に、教育研究に関する重要事項を審議するために教授会を置く。

2　教授会は、学長、教授をもって構成する。また、必要があるときは、理事長、准教授、講師、助教を構成員とすることができる。

3　教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了、その他学生の在籍に関すること
(2) 学位の授与に関すること
(3)　教育課程の編成に関すること
(4)　授業及び試験に関すること
(5)　学生指導に関すること
(6)　学則その他重要な規定の制定改廃に関すること
(7)　教員の資格審査に関すること
(8)　その他、教育または研究に関すること
(9)　前各号に掲げる事項のほか、理事長（理事会）及び学長の諮問した事項

4　教授会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

5　教授会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

第 10 章　図書館

（図書館）

第 44 条　本学に、図書館を置く。

2　図書館に関して必要な事項は、別に定める。

第 11 章　公開講座

（公開講座）
第 45 条　本学は、市民の文化向上と生涯学習に資するため、必要に応じ公開講座を開設することがある。
2　公開講座に関して必要な事項は別に定める。

第 12 章　賞罰

（表彰）
第 46 条　学業操行ともに優秀で他の模範となる者又は本学学生として特に表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。
2　表彰に関して必要な事項は別に定める。
（懲戒）
第 47 条　本学の規定に違反し、その他本学学生としての本分に反する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が懲戒を行うことがある。
2　前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
3　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者。
(3) 正当な理由がなくて出席常でない者。
(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。
4 懲戒に関して必要な事項は別に定める。

第13章　科目等履修生

（科目等履修生）
第48条　本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

第 14 章　雑則

第 49 条　本学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続きその他必要な細則は、別に定める。

第 15 章　改正

第 50 条　本学則の改正は、教授会の議を経て、学長の意見を聞き、理事会が行う。

附則　本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附則　1　本学則は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
2　本学則改正のうち第 35 条 1 項の規定は平成 28 年度入学者より適用する。但し、平成 27 年度以前入学者は従前の学則を適用する。
附則　本学則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。但し、平成 31 年度以前入学者は従前の学則を適用する。

附則　本学則は、令和6年12月4日から施行し、令和7年4月1日より在学する全学生に適用する。

附則　本学則は、令和8年4月1日から施行する。但し、令和7年度以前入学者は従前の学則を適用する。

別表

学則第37条による入学検定料、入学金及び授業料等は次のとおりとする。

入学検定料　￥ 30,000

入学金　　￥300,000

授業料等

授業料等内訳	前期納入額	後期納入額	計
授業料	¥500,000	¥500,000	¥1,000,000
実験実習費	¥150,000	¥150,000	¥300,000
施設設備費	¥150,000	¥150,000	¥300,000
計	¥800,000	¥800,000	¥1,600,000

(注)　授業料、実験実習費、施設設備費は下記のとおり納入するものとする。

初年度　入学手続時及び後期(10月)に分納

次年度以降　前期(4月)及び後期(10月)に分納